

第十九回 参議院厚生委員会會議録第二十三号

昭和二十九年四月六日(火曜日)午前十時三十五分開会

委員の異動

四月二日委員湯山勇君辭任につき、その補欠として竹中勝男君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 上條 愛二君
理事 大谷 肇君
常岡 一郎君
高野 一夫君
谷口弥三郎君
中山 壽彦君
横山 フク君
廣瀬 久忠君
堂森 芳夫君
有馬 英二君

委員外議員

湯山 勇君

衆議院議員

安井 大吉君

政府委員

厚生省公衆衛生局長 楠本 正康君
局環境衛生部長 高田 正巳君
厚生省業務局長 草間 弘司君
事務副局長 多田 仁巳君

説明員

厚生省引揚 田辺 繁雄君
援護局長 田辺 繁雄君

本日の會議に付した事件

○清掃法案(内閣提出、衆議院送付)

○あへん法案(内閣提出、衆議院送付)

○戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(上條愛二君) 只今から厚生委員会を開会いたします。

委員の異動を御報告申し上げます。四月二日付を以て湯山勇君は辭任せられ、同日付を以て竹中勝男君が選任せられましたから御報告いたします。なお湯山前委員から、本日の厚生委員会において、委員外發言の許可申出がおりますが、これを許可することに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(上條愛二君) 御異議ないと認めます。よつて湯山委員の委員外發言を許可することにいたします。

○委員長(上條愛二君) 次に、清掃法案を議題といたします。衆議院の修正案について、衆議院議員安井大吉君から先般御説明がございましたので、これに対する御質疑を願います。

○廣瀬久忠君 一つ衆議院のほうに伺いたいのですが、第七条では今度こういうふうになりますと、やはり多量の汚物が出るような場合には、市町村長の指定する場所に運搬し若しくは処分することを命ずるということですが、これは結構ですが、これを命じた場合に、その命令に違反するとすぐ罰金ですか、ということになる。これは

やはり一応命令に対して異議があつた場合には、異議の申立てくらいは一応聞いてやつて、そうしてそれでも異議があつても、正しい異議ではない、認められんというふうなことで又突返されて、なおそれでも言うことを聞かん場合に、罰則を与えるというふうなことが妥当じゃないかという感じがするのですが、これはどんなふうなふうにお考えになつたのでしょうか。

○衆議院議員(安井大吉君) 今廣瀬先生のお話の点ですが、罰則はその他のものと比較して、その他命令にそむいたものは云々というので、その他の罰則と軌を一にするというふうな意味でやつたのですが、異議の申立てというのを、第七条にだけ認めるというふうな事柄は、別に話題とならなかつたのです。ただ石炭がらですな、ああいうものについて、当時通産省のほうからそれはのけてくれというふうな意見もあつたのですが、やはり同様にその他の汚物と一緒に、これはこの条項で強く市町村長が命じなければ困るということ、通過したわけなんです。

○廣瀬久忠君 御審議の経過はそれではわかりましたが、ただ工場、事業場等に対しては、当局としてはやはりよほど注意をしてやらなければならぬような場合もあるのじゃないか。それについて厚生省のほうでは、取扱上はどういう工合にこれはやるつもりでございましょうか。厚生省のほうの取扱に對する心がまえというふうなものを伺

いたしたい。

○政府委員(楠本正康君) お答え申し上げます。只今御指摘の罰則の適用に關しましては、通産當局との話合ひでは、その運営に關して十分相談をいたしまして、無理に耳をくらうに個々の事例で相談するということによつて、おおむね解決をいたしておる次第であります。

○廣瀬久忠君 もう一つ、糞尿の下水道に對する、捨てる問題であります。これは頗る簡単に書いてあるのですが、十一條に、「但し、終末処理場のある下水道にふん尿を捨てることはこの限りでない。」こんな簡単な書き方で、過ちを生ずることはないか。終末処理場のある下水道に糞尿を捨てることはこの限りでないというだけで、何かこれには一定の指針がないと危いような感じがしますが、厚生省の考えは、この点についてはどういうふうに考へておられるでしょうか。

○政府委員(楠本正康君) 下水道のうちには二通りありまして、下水道がそのまま排水だけを目的として河川、或いは海等に放流されるものと、一方でこれが必ず終末処理場に参りまして、衛生的に完全な処理をさせる二つの下水道のシステムがございます。そこでこの場合は終末処理場があつて、完全に汚いものが衛生的に処理される施設を整えた下水道のシステムならば、尿尿を投棄してもよろしい、こういう意味でございまして、これによりまして何ら支障なく終末処理場により

まして糞尿が完全処理されて処分されることに相成りますから、支障ないと考えておる次第であります。

○廣瀬久忠君 十二條の「農業を営む者がふん尿を肥料として使用する場合」これについて必要な施設を設け、適当な措置を講ずる……、これは非常に結構だと思つておりますが、どういふうなことをお考えでしょうか。その点を衆議院のほうのおかたでも、或いは厚生省でも一つ伺いたいと思つております。

○衆議院議員(安井大吉君) この規定を入れたのは、御承知のように汲取りの、百姓の肥料にやつていけないというので、例えば夏は一カ月ですが、冬は三カ月、それだけ置けばその間に殺菌ができる、こういうふうな必要な施設、それだけ置けば別に弊害はない、こういう施設を設けてやらなければ農民のために不親切だ。こういう意味からでありました。

○廣瀬久忠君 そういたしますと市町村長が貯蔵する施設を設ける。そして二、三カ月なりそこへ置くというコンクリートか何かによる施設を設けよう、こういうことになるわけでしょうか。

○政府委員(楠本正康君) 只今御説明がございましたように、衛生上支障のない範圍を考へております。つまりその前案の基準に關して參つて来るわけでございますが、基準といたしましては、只今御指摘のように完全に腐熟させるような施設、消化処理できる施

設ということになりますからして、貯溜槽というように、密閉貯溜槽のようなもので当然結構なのであります。

○廣瀬久忠君 この基準というものを設けるには、厚生省が設けるのですが、どんなことを考えていますか。今の貯溜槽その他何かほかにもありますか。

○政府委員(楠本正康君) これは第一に只今申上げましたように腐敗させる施設、つまり密閉式の貯溜槽というように、第二は、埋没処分、深く埋没して尿尿を使う場合には支障なからう、埋没して使うような場合、それから更に特別薬品その他で悪臭或いはその他を除去できる場合はそれでも差支えないという三通りの基準を一応考えております。

○廣瀬久忠君 国庫補助の規定を十八条に設けてあるのは非常に結構だと思ふのですが、これについて、修正なさるについて、厚生省との上にお打合せ等があつたと思うのですが、大体この補助というものは、それから十九条に融通、輸送というように規定がありますが、どのぐらいのような金額を、どういうような割合で行こうかというふうな事でもりであるのでございませうか。

○衆議院議員(安井大吉君) この規定の全体を通じて、御承知のように非常に市町村に強い命令を出してある事項が多い。而も一面には罰則で固めてある。こういうようにしなければ三十三年以来非常に困つてゐるものは行かない。それにはどうしても国の力で金をもらわなければいけません。今あるのは下水の中に前の年に五千万円、今年には四千五百万円だそうであります。これ

を強化して行かなければ、市町村に命令をたくさん出して、国が勝手に命令ばかり出して処罰をする、一文も金を出さない。そんなばか／＼しいことはない、こういうのがこの条項を入れる理由になつたのであります。そこでこの前もちよつと申上げましたが、本年度はどうもいたし方ない。明年度から一つの項目を設け、箇に附れて、下水の箇の中に計上するやうなことでなくて、堂々と清掃補助費として頭を出して、それで金額は申しませんでしたが、けれども、できるだけ多額の厚生省は補助を設けようという意味でありまして、金額の程度まで縛らなかつたのであります。

○廣瀬久忠君 よくわかりましたが、大体厚生省当局にお伺いしますが、厚生省はこの下水の清掃法を設けるについて、全国的の或る程度の理想的の計画を持つておられることと思ひますが、それらの計画に基くと、大体どんなやうな工合にこの資金の關係とか或いは補助の關係、どんな工合に考えておりますか。厚生省から一つ……

○政府委員(楠本正康君) 先ず最初にこの尿尿処理の点から申上げたいと存じますが、現在この尿尿の処分に困難を來たしまして海洋投棄或いは埋没、砂地処分等の不衛生処分を余儀なくされてゐる都市がかなりございまして。更に今後五年以内に都市の人口の増加と農村の受入れの減少等によりまして、これらの都市は五年以内には更に増加する、つまり不衛生処分の量が更に増加するものと考えられます。私も現在すでに尿尿の処分に困難を來たしてゐる。更に五年後には当然新しい都市が尿尿の処分に行き詰りを來たす

であらうというものを合せまして、現在九十六都市を考へております。更にこれらの九十六都市の処分尿尿量は、処分をしなければならぬ尿尿の量は千二百万人分に該當いたします。千二百万人分の尿尿が或る程度処分できたならば、この五カ年程度はおおむねこれで目的が達すると考えられます。そこで千二百万人分の尿尿の処理を五カ年計画として仮に実施いたしますと、総計にして約百億圓、年間二十億圓の経費が必要でございまして。なお、塵芥につきましては現在約日量三百萬貫でありますが、毎日各都市が三百萬貫の塵芥を集めておられますが、これらのうち六〇〇〇貫が埋立てと称して単に堆積を置く現状であります。なお三〇〇〇貫が辛うじて焼却処分をされてゐる現状でございまして。そこで私もといたしましては今後どうしても埋立てその他のできない塵芥につきましまして、これを焼却その他の処分をする計画を立てております。で処分につきましては現在焼却のほか、資源化学的な利用方法によりまして、これを堆肥化したしまして、土地改良に役立てる計画を進めております。それらの焼却施設及びこれらの資源化学的利用施設に要する経費がおおむね十六億圓を見込んでおります。従ひまして、約尿尿及び塵芥を含めまして百二十億圓程度の経費で一応は整備ができる見込みでございまして。

○高野一夫君 先般三月二十三日付け参議院の通産委員長から申入れがありまして、何か討議が始まつたのでございまして、説明でも、まだお聞きになりませんか。これは大体衆議院の修正に含まれてゐると考へておられます。申入れはですね、これは農林のほうの申入れは、大体衆議院で修正も含まれておられて、通産のほうはこれは工場方面のことでありまして、なおここで御審議願つてから取入れて行くことにいたしたいと思ひます。

○高野一夫君 この通産委員長からの申入れの是非は別として、一応折角文書で申入れがあるんですから、委員長かどなたか適當な人においでを願つて、この説明はここで結論をお出しになることについて、実はどういう考へてみたか、いろんなことを聞いて必要もございせんか。

○委員(上條愛一君) 如何でございませうか、高野委員の御意見、次回にでも通産委員の方においでを願つて説明を聞くことにいたしませうか。

○中山壽彦君 いいでせう。

○委員長(上條愛一君) それでは次回に通産委員の方においでを願ひまして、申入れの趣旨を御説明願うことにいたしたいと思ひます。

○堂森芳夫君 衆議院の修正案についてこの法の審議の際に衆議院では、農業を営むものは糞尿を運搬することを業とするというものに該當しないといふふうにおきめになつたのか、その点を一つ……

○衆議院議員(安井大吉君) 単なる百姓の汲取は業としない。但し組合とか何か、それを職業としているやうな状態のものは……、普通のものは認めない、こういう意見であります。

○堂森芳夫君 それから例へば災害なんかがありまして、非常に大きな汚物が

が集团的、集团的というのはおかしいが、集積されますでせうね、こういうときにはどういふことになるのか。

○衆議院議員(安井大吉君) 十八条の修正の中に「災害その他の事由により特に必要となつた清掃を行うため」、こういうのを入れておきましたから、九州あたりの災例を見て、非常にお困りになつたやうですが、そういうときにはこれがありませんから……

○堂森芳夫君 わかりました。それから清掃指導員というものがございまして、すね、これと今度の環境衛生指導員というものと、どういふふうに通うん

○政府委員(楠本正康君) お答え申し上げます。現在環境衛生の府県の事務担当職員は環境衛生監視員と云われております。環境衛生監視員として、鼠族、昆虫駆除その他の仕事に従事いたしております職員が更員で千二百九十五人、それから雇員で六千九百九十八名勤務いたしております。これらは環境衛生監視員と従来呼んでおりましたが、併しながら少くも民衆の、国民の清掃その他昆虫駆除、いろ／＼な環境衛生事務を担当するのには、これを監視するといふ言葉はどうかという感じがいたしました。むしろよく民衆に理解を求めて積極的に行を実施して行くといふのに、監視するといふ言葉では不適当と存じまして、今回これらの職員を環境衛生指導員という名に改めたわけであります。従つて現在の府県に働いてゐる職員をそのまま名称を変えたといふふうには御理解を願ひたいと思ひます。

○委員長(上條愛一君) なおちよつと委員の方にお願ひいたしますが、主と

にあります国と都道府県、それから市町村との関係において、特に第三項で「国は、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が充分に果されるように必要な技術的及び」云々、こうな

つておられますが、こういう考え方から行くと、市町村に対しては都道府県並びに国という二重監督というふうな懸念があるのではないかと思うのですが、この点についてはどういふふうにお考えになっておられますか。

○政府委員(楠本正康君) この清掃事業は、元來その作業は清掃事業そのものにつきます。市町村の事務でございまして、ただこれを只今御指摘のように一つの方針を策定し、或いは全体的に調整を圖つて行くというふうな点になります。これは国の事業という考え方を持っております。そこで私どもはこの国の事務の範囲につきましては、これは都道府県に事務を委任した形をとつております。その点は第四條で特別清掃地域を指定する場合に、政令で定める基準に従ひまして、都道府県知事が個々に指定をして行くというように定めてございまして、これはつまりこの場合には、かような基本的な計画は国の事務として都道府県知事がその委任を受けて実施するということになります。従つてかような点につきましては監督上二重にはなるまいと考えております。ただ、財政的援助或いは技術的援助というふうなことは一つのサービスであります。で、国がやつても、場合によつてや府県がやつても、これは結構なことではなからうかと、かように考へておる次第であります。

○委員外議員(湯山勇君) サービスの面は勿論結構だと思ふのですが、實質的には、この内容全体から見て罰則等もついておる相當義務的な面もあると思ひます。そういたしますと、第二條の第二項においては都道府県は市町村に対して技術的な援助を与える。それから今度は第三項は、市町村及び都道府県に対して……ただ第三項では、この財政的な援助を与えるというだけがかつておるだけで、内容においては全く同じでございませぬ。そうすると市町村というものは、同じような技術的な義務を果たすための技術的な援助を、都道府県からも受ける。これは裏返してみれば二重監督というふうにもとれるので、この点はかなり現在の機構から言つて心配な点があると思ひます。で今の特別な地域とは別ですが、こういう勿論財政的な援助とは、国が都道府県に対してやるものは別ですけれども、国が直接一般の市町村に対して果して技術的な援助を与える必要があるか、どうか。具體的にどういふ場合があるか、一般的に言つて……

○政府委員(楠本正康君) 清掃事業は衛生工学を基幹とした極めて高度の技術を要するものであります。ところが従来では比較的常識的に扱われまして、技術行政の性格が極めて薄かつたのであります。そのために却つて、清掃事業の発達を阻害した憾みもありません。今後には特にこれらの技術的な確立を図ることが極めて必要と存じます。目下国におきましては厚生科学研究費等を計上いたしまして、これら清掃事業の技術的な基礎を固めつつありますが、これらの仕事は何と申しましても、新しい技術の確立というふうなことがなると、国でなければならぬ。で、できかねる面がございまして、従つて当分の間国においてかような努力を傾けて参りたい所存でござい

す。併しながらこれを實際に現場、つまり市町村に対して行います場合には、勿論これは国が直接市町村の施設等に對して技術指導をいたすこともありましようが、併し本筋は府県を指導いたしまして、国の高度の技術を先ず府県に注入する、それから府県から更にそれを末端の現場機関たる市町村に及ぼしていくという体系をとつて行くのが建前と存じます。併しまだ未熟な現段階におきましては、やはり場合に

よりまず直接国が市町村の施設等に對して補助金或いは起債を斡旋することの建前から、若干の指導をする場合も出て来るかと存じます。併しこれは御指摘のように指導が二重にならんように、殊に指導方針の違ひ技術指導が果から受ける、国からも受けるというふうなことになる嫌ひがありま

すので、かような点は行政指導の面で十分に注意をいたしまして、さような重複が行われないように一つ極力注意をいたしたい所存でござい

○委員外議員(湯山勇君) 只今の点はいろいろ、そういう点については心配もあると思ひます。次にこの法案の実施に伴う予算措置でござい

○委員長(上條愛一君) それでは次回にさよう取計らいます。

○大谷議員 此の清掃法は第十五国会で我々参議院では超党派的に立案いたしまして審議にかけたのでありましたが、遂に解散等がありましてお流れになってしまったのでありますが、その後今度の国会で政府からこの法案が出たのでありまして、その我々議員提案と、この政府から出ました法案との間にどういふ大きな差がありますか。大きな点だけを一つ御指摘願いたいと思ふのであります。実は十五国会で我々議員は川崎、鶴見その他の砂町で、汚物を処理する所を見学に行つたのでありますが、川崎の汚物処理の場所、砂地へ皆これを流し込むというやうな状態でありまして、まあ汚い話であります。ときによれば流れ出した汚物のために海が黄色くなるというやうな話まで実は聞いたのであります。我々大都會を控えておりますこの近郊におきまして、こういうやうな環境衛生では、衛生上から申しましても非常な欠陥ではないかと思ひますし、是非早いうちに汚物処理の方法を政府におかれまして立派に完成して頂きたいと思ふのであります。そういう意味を含めまして議員提案のときには法案をこしらへたと思つておりますが、現在のこの法案とそのときの法案との大きな差違ひがあります点を御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(楠本正康君) 私も曾つて只今御指摘の当委員会によつて御審議頂きましたものを殆んど大差ない程度で法制局の審査に移したわけでありまして、従つて全体から見ますと殆んど大きな差は變つておりません。ただ強いて申しますれば、二点ございます。一つは、この当委員会において御審議頂きましたものは、特別清掃地域を指定する場合に、政令の基準に従つて市町村長がこれを個々に指定して行くという立場をとつておられました。ところが今回はこれは都道府県知事がこれを指定する、こういうことになつております。これは見方によればかなり大きな差違ひと存じます。と申しますのは、これは市町村長は当然自分が義務者で、自分で自分の義務を規制して行つて行くやうなことは、本當のことは固有の義務になつてしまつて、若しやうなれば国が財政的援助或いは補助金等を支出する必要もないというやうな極論にも通ずるのです。又一方清掃を金をかけてやる義務を負わされてゐる。その義務を自分でここでやるのだ、あそこやるのだというこゝについて、建前上も若干疑義もあるといふやうな点も検討されました。そこでこれは一応先ほど申上げましたやうに清掃の計画というやうなことは、個々の市町村ではなか／＼現段階においてはできない。やはり大きな基本計画は国の事務として実施をして行く、そのためにこれはやはり都道府県知事が国の委任を受けてこれらの基本計画を立てて行く。但しこれらの清掃作業そのものは飽くまで市町村の事務であるといふやうに制切つたところに、かなり大きな差があるかと存じます。

次に、二点と申上げましたが、もう一カ所ございまして、これは極めて個人的な御意見であつたかも知れませんが、由來清掃事業というものは、市町村或いは府県等の一人相撲だけでは、なか／＼一方面的な努力だけでは目的が達しかねる。どうしても一般の住民、町村民が本當に清掃に理解を持つて、自分の身の廻りは片付けて行くというやうな氣持がなければ、なか／＼効果があつた、こういうやうな御意見が、ありまして、その点を容れまして、住民の協力義務を法律に新たに今回は加つてございまして。かような点が特に變つた点だと存じますが、本旨は殆ど全体を眺めますれば、御審議頂きました案と大差ないものと云へるものと存じます。

○委員長(上條愛一君) それでは本日の本案に対する質疑はこの程度にいたしまして他は次回に譲りたいと思ひますが御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(上條愛一君) 次に、あへん法案を議題といたしまして、政府委員から詳細な点についての御説明を先ず願ひたいとします。

○政府委員(安田正巳君) それでは私から、御提案申上げておりますあへん

法案につきましての説明を申上げたいと存じます。

この法律は全条六十条ばかりの相当長い法律案になつておりますが、その内容、考え方といたしましては比較的に簡単な法律案でございます。大臣から提案理由を申上げましたやうに、この法律案の内容を大きく分けますと、大体三つの事柄に相成るかと思ふのでございまして。御承知のように我が国におきましては、明治十一年に薬用阿片売買並製造規則というものを制定いたしました。以来、けしの栽培を許可いたしました。あへんの生産をしておりまして、あへんについて専売を行つて参つたのでございまして。又それと共に國は阿片法という法律に発展いたしました。同じやうな建前でけしの栽培、あへんの生産並びにあへんの専売といふやうなことが行われて参つたのでございまして、連合軍總司令部のモロタンダムによりまして、けしの栽培は禁止されました。なお國內にございましてあへんは凍結されまして、それで阿片法は事実上死んでしまつたやうな恰好になつたわけでございます。それで二十三年に至りまして、現在の麻薬取締法の前の麻薬取締法、その麻薬取締法でこれらのあへんの栽培を禁止し、それから國內のあへんはすべて凍結するとやうなことにございまして法律上の体制を整理した、こういうやうな恰好になつて参つておるわけでありまして。

終戦後こういうやうな恰好になつて今日までに至つたのでございまして、終戦後國內に凍結されましたあへんを政府が適当に提供いたしましたして、これ

から製造いたされまする麻薬を作りまして、医療用に供給されて参つたのでございまして、その國內の保有量とやうのが非常に減少いたしましたして、今後國が輸入をしなければならん、こういうやうなことに相成つて参りましたことと、それから昨年の六月にニューヨークで調印いたされたけしの栽培並びにあへんの生産國際取引卸取引及び使用の制限及び取引に関する議定書、非常に長い名前の条約でございますが、この条約に我が國も調印をいたしましたして、本國會にこの承認を求めます案が、やがて提出される予定になつてゐると聞いておりますが、この条約がございまして、この条約の要請するところに従ひまして、この法律案も提案いたさなければならんといふやうなことに相成つた次第でございます。繰返して申しますならば、國內の保有のあへんといふものがなくなりまして輸入をしなければならん、それに關連をいたしましてけしの栽培といふものを再開しなければならん、それから第二には條約の要請するところに従ひまして、國があへんにつきましては専売と申しますか、さやうな制度を法律上確立しなければならん、こういうやうなことに相成りまして、この法律案を御提案申上げた次第でございます。従ひまして第一は、けしの栽培に關する事柄、それから第二は、あへんの収納及び売渡、輸入、そういうやうなことに關する國の独占權を規定した事柄、第三は、この法案に關連いたしましてあへんの取締並びにけし等の取締に關する事柄、この三つがこの法律案の内容といたしまして大きく分けると、申上げられると

ころでございます。大体以上のことを前置きといたしまして、簡単に主な条文について御説明を申し上げたいと思ひます。

第一章の總則の第一條、これは法律の目的でございまして、そこに書いてございしますように、「医療及び學術研究の用に供するあへんの供給の適正を図るため、国があへんの輸入、輸出、収納及び売買を行い、あわせて、けしの栽培並びにあへん及びけしがらの譲渡、譲受、所持等について必要な取締を行うことを目的とする。」只今私が申上げましたようなことがそこに目的として掲げられておるわけでございます。

第二突は、先ほど御説明申上げましたように、あへんの輸入、輸出、けし耕作者及び甲種研究栽培者から一手買取、それから売渡しの権能は国に専属すると宣言をいたしまして、国の独占を規定した条文でございます。

第三條は、これはこの法律に出て参りまする言葉の定義をいたしたものでございます。特別に御説明を加えるほどのこともないと存じます。

第二章に参りまして、第二章は、すべてかくかくのことはしてはならないという取締りのことになりますが、してはならないことをずつと並べて書いてございます。けしの栽培をすることの禁止、これは栽培者以外の者は栽培してはならないということ、それからあへんの採取の禁止、輸入及び輸出の禁止、譲渡及び譲受の禁止、所持の禁止、吸食の禁止、廃棄の禁止、これだけの事柄がそれぞれしてよいもの以外のものは、することが認められていない以外のものはしてはならない。誰も

するということが認められない場合におきましては何人もというふうに書いてございます。

第三章は、これはけしの栽培に関する章でございまして、先ず第十一條に御覽を頂きますように、けしの栽培につきましては、毎年厚生大臣が栽培できる区域及び面積を定めて公告するという事に相成つておりまして、一定の区域、それからそこで何町というふうに厚生大臣が定めてまして、その中で栽培をしたい者が願ひ出る、こういうことに相成るわけであります。

それから第十二条は、栽培を願ひ出てこれを許可する場合の規定でございます。

第十三条は、かような者には栽培は許可しないという絶対的な格条事由でございします。第十四条は、かような各号に該当するような場合においては、許可を与えないことができるという總体的な許可の制限でございします。

第十五条あたりは手続的な規定でございしますが、第十六条に参りまして、このけしの栽培の許可は、許可の日から一年以内の九月三十日までとす

るといふことに許可の有効期間を一年以内に限つております。この趣旨といふたしますところは、御承知のよう
に、けしは十月の末から十一月にかけて種子を播きまして、翌年の五月、六月の候にあへんを採取いたすことに相成るわけでございます。そうして第十
一条で御説明を申し上げましたように、毎年、厚生大臣はあへんの需給計画を一応設定いたしまして、栽培することのできる区域なり、面積なりを定めて公告をするということになっておりますので、従いまして、その許可の有

効期間も一年以内に限るということの
建前に相成つておるわけでございま
す。

第十八条は、許可の変更についての規定でございしますが、いろいろ栽培者が許可を受けますときには、栽培地、栽培面積又はあへんの乾燥場若しくは保管場というようなものにつきますので、それら／＼これらを具して許可を受けるわけであります。こういうふうなものの変更をしようとするときの規定でございします。

それからずつと参りまして、第二十六條、許可を受けて耕作をいたしまするけし耕作者は、正当な理由がなければ栽培を廃止したり、又は栽培面積を

縮小してはならない、これは許可を要けた以上にやることは勿論禁止されておりますが、それ以下にやる場合におきまして、勝手に栽培を廃止したり或いは縮小をしたりというふうなことも、これは禁止をいたしておる規定でございます。ずつと栽培許可に関連いたしましたので手続規定でございます。

第四章に参りまして、重要な規定が出て参ります。第二十九条は、これはけし栽培者がけしを栽培いたしましたので、あへんを採取いたしましたあと、国に納める関係の規定が並んでお

ります。「国は、けし耕作者又は甲種研究栽培者が採取したすべてのあへんを収納する。』全部のものを国が収納をいたす。納付期限は、毎年、けし耕作者又は甲種研究栽培者がその採取したあへんを国に納付すべき期限を定めて厚生大臣が公告するということになっております。

これは厚生大臣が大蔵大臣と協議しまして、けしの栽培者の生産事情、あへんの輸入価格、いわば国際価格とも言うべきものでありますが、輸入価格その他の経済事情を考慮いたしまして、毎年九月三十日までこれを公告をいたすことに相成っております。と申します意味は、種子を播きまする前に、これから採れたあへんは幾らで国が収納してくれるかということをお百姓の人たちにわかつてもらうような建前になつておるわけでございます。

それから収納代金でございますが、これは三十二条に書いてございますように、あへんのモルヒネ含有量を鑑定して、その含有量に應じて収納代金

を支払ふ。御承知のように、あへんの中に含有されておりますモルヒネ、またその他のものもいろいろ含有いたしておりますが、モルヒネの含有量を鑑定いたしました、それによつて収納代金を支払うということに相成つております。で、「収納代金の額は、収納の年の前年に前条第二項の規定により厚生大臣が公告した収納価格による。」

即ち先ほど申し上げましたように種を播く前に、厚生大臣が大蔵大臣と協議をして定めて、公告をいたしましたその価格によるといふことに規定をされておるわけでございます。

それから同条第四項に参りまして、収納代金の一部を鑑定の結果が判明する前に支払ふことができるといふ規定が載つております。これは第三十二条の第一項で御説明申上げましたように、あへんの収納代金はモルヒネの含有量を鑑定して、それに応じて支払ふといふことになつておる。従いましてその鑑定に要する期間が若干ございま

するので、あとになつてお金がお百姓に渡るというのではお氣の毒でありますので、その一部については前におへんを取納したときに支払うことができるといふ規定になつておるわけでございます。

それから第三十三条は災害補償の規定でございます。そこに書いてありますように、いろいろな災害にかかつて、その年度に採取したあへんの収納額が政令の定めるところにより算定するその年の平年度収納代金の額

の十分の七に達しないときは、その平
年度収納代金の額の十分の七とその年
度の収納代金の額との差額の二分の一
に相当する金額の範囲内で補償金を交

付することが出来る。非常にややこしい規定でございますが、たゞこ専売法でありますとか、旧阿片法時代のやり方を勘案いたしまして、かような程度に定めたわけでございます。

それから三十四条は国が収納をいたるましたあへんは麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に売り渡すものとするということに、売り渡しの対象を

定めておるわけでございます。それから三十五条は、国が売り渡しをいたしまする場合の価格の規定でございます。これは政令で定めるといふことに相成っております。二項に参りまし

て、売り渡し価格を定める場合に考慮すべき事項をそこに規定をいたしておるわけでございます。これらのものを考慮いたしまして、政令で価格を定めるわけでございます。

第五章管理という章がございますが、これは先ほど申上げましたと思いますが、現在あへんは麻薬取締法のことで規定をいたしておりますのを、

このあへん法のほうに抜き出して参りました。それからけし栽培者につきましては、前にいふ／＼な規則を加えて取締りをいたしております。従いましてけし栽培者以外の麻薬製造業者でありますとか、麻薬研究者でありますとか、いろいろ／＼そういうふうな者たちの、あへん並びにけしがらを正當に持ち得たり、或いは譲り受けたることのできるような者に対する取締りと申しまするか、規制といひますか、さういふ規定を第五章にずつと並べておるわけでございます。従いまして、例えば三十九条、四十条というふうな規定は現在麻薬取締法にさうな規定がございまして、あへんにつきましてこれらのことが麻薬取締法で要求をされておるわけでございまして、麻薬取締法からあへんを抜きまして、こちらに持つて参りました関係上、麻薬取締法と同じような趣旨の規定をここにずつと置いたわけでございまして、第五章につきましては、大体さうなことで、特別に御説明申上げるほどのこともないと思ひます。

第六章、監督の章でございまして、第四十二条に許可の取扱の取消の規定がございまして、けし栽培者がかく／＼の場合に該当した場合にはその許可を取消さなければならぬ、或いはかく／＼の場合にはその許可を取消することができるといふような監督規定がここに掲げてあるわけでございまして、四十三条は、その監督規定を発動いたします場合の手続をいたしまして職関の規定を置いてあるわけでござい

ます。第四十四条、これは報告を徴収いたしましたり或いは施設に立入りました

り、帳簿その他の物件を検査させましたり、或いは質問をいたしましたり、それから試験のため必要な最小分量を収去せましたり、さういふことのできる監督の規定でございまして、その第三項にございまして、「前二項の規定により指定された者は、あへん監視員と称する。」厚生大臣又は都道府県の知事が、このあへん監視員と称せられる一定の係員に、かような監督権限を発動させる、かういふことに相成るわけでございまして、それから第四十五条は、これはちよつと特殊な規定でございまして、現在麻薬取締法の中に同じような規定があるわけでございまして、いわゆる捜査のために自分が麻薬を買つたりなんかすることのできる規定でございまして、あへんにつきまして先ほど申上げましたように、麻薬取締法から抜きましたので、あへんにつきましてこの規定を存置いたしてあるわけでござい

ます。それから第七章は雑則でございまして、第四十六条は、手数料を定めております。けし栽培の許可の申請の場合には五百円、けし栽培の許可の変更の場合には三百円、それから栽培許可証の再交付を申請するやうな場合には百円といふことになつております。それから四十七条は、都道府県知事が行ふ事務に要する費用を国が都道府県に交付するといふ規定でござい

ます。それから第八章に参りまして罰則でございまして、いろいろ／＼実は罰則が書いてございまして、これらは総じて麻薬取締法と同一の程度の罰則に相成つております。

第八部 厚生委員会會議録第二十三号 昭和二十九年四月六日【参議院】

それそれから附則に参りまして、施行期日がこれは一応四月一日ということになつております。それから経過規定、これはこの法律施行の際現にあへん又はけしがらを所持してゐる者について五十日間を猶予できるという規定、それから現在麻薬製造業者、麻薬研究者が麻薬取締法に基いて正當に持つておられますあへんにつきましては、この法律におきましても持つてゐるというふうな経過規定にいたしてあります。それからその他、ここに書いてございましてさういふ若干の経過規定がござい

ます。それから七項目以下は麻薬取締法、それからずつと法律がたぐさん並んでおりますが、これはこの法律を規定いたしまして、かような関係の法律に、即ち読上げて参りますと、麻薬取締法、それから麻薬取締法は非常に大きな影響がございまして、それから大麻取締法、医師法、歯科医師法、保健婦助産婦看護婦法、それから歯科衛生士法、獣医師法、毒物及び劇物取締法、出入国管理令の一部改正、厚生省設置法の一部改正、それから大蔵省設置法の一部改正等、これらの法律に文章の上で若干の調整をしなければならんことになりまして、その調整をいたしました技術的な規定でござい

ます。以上で大体の法律案の骨組を御説明を申上げたのでございまして、説明が不十分でございまして、おわかりにくかつたと存じますが、御了承頂きて、御不明の点は御質問頂きてお答え申上げたと思ひます。

○委員長(上條愛一君) 本案の質疑は次回に譲りまして、次に移りたいと存じます。○委員長(上條愛一君) 御異議ございませんか。【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(上條愛一君) 次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案を議題といたします。

先ず御質疑をお願いいたします。前回湯山委員から政府当局に向つて調査の申出がありましたので、その調査の結果を御報告願ひたいと思ひます。

○説明員(田辺繁雄君) 非公務死亡軍属の案についてお尋ねがあつたのでござい

ますが、援護法上の軍属に関する裁定の状況を申上げますと、今日まで可決いたしました戦没者軍属の数は柱数にいたしました約九万でございまして、却下されましたもの、即ち非公務と認定されましたものが約三百六十件でございまして、殆んど大部分のものが公務として認定されておるのでござい

ます。これは今日までの分でございますが、今後却下される見込みのものを加えますとおよその見当で五六百程度と推算いたしております。これは戦地における非公務員死亡の分でございますが、内地の分を入れますと数はぐつと多くなると思ひます。これは余り資料がございませぬので、非常に大雑把な見当でございまして、内地のものまで入れますと、非公務死亡の軍属の総数は約三万くらいになるのではないかと大体見当をさういふふうに付けております。

○委員外議員(湯山勇君) 今お話になられたのは、有給軍属の場合でござい

ます。○説明員(田辺繁雄君) そうでござい

ます。○委員外議員(湯山勇君) これは今回の改正によつても軍属に対する条件は何ら緩和されないわけでござい

ます。○説明員(田辺繁雄君) そうでござい

ます。○委員外議員(湯山勇君) で前回にも申上げましたよう、実際は業務等の内容に全く軍人と同じであるという場合においては、若干の緩和措置というものはとれないのでござい

ます。○説明員(田辺繁雄君) 先ほど裁定状況で申上げた通り、戦地における軍属の死亡につきましては、殆んど大部分が可決になつてお

りまして、約〇・四割くらいのものが非公務に認定されておる状況でござい

ます。つまり戦地における第一線はもとより、後方勤務におきましても、非常に広く考へまして、可決にいたしてあるわけでござい

ます。実は法律上から申しますと、公務上戦時災害によつて死亡した場合に年金を支給するといふことに相成つておりますが、戦時災害といふのを戦時における特有の災害従つて外傷以外の疾病等も相当広く見てお

りま

す。結果、かような可決の件数が多くなつておるやうな状態

でござい

ます。まあ非公務のものも若干ござい

ますが、これはいろいろの事情でござい

まして、その取扱ひにつきましては、今回の改正案では触れておりま

せんが、先ほど申上げたように、公務といふことになりま

すといふと、内地の問題に關連して参りますし、私

どもといたしましては、やはりそこ

軍人と軍属の場合には一応一線を画するのが妥当ではないだろうか、かような考えで現在やつております。

○委員外議員(湯山勇吉) その問題は、一応それだけにいたしまして、次に、やはり前回の引続きであります、戦死者戦没者の父母、祖父父母の婚姻した場合、これは私も若干感嘆して、おりましたが、その通りせよという御意見ではなく、やはりおつしやつたように検討することとでございまして、いから、これは話を元に返しまして、いろいろ調べてみますと、やはり憲法の精神に反するということや、やはり見解がとれると思うのです。というのは、憲法の第二十四条によりますと、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならぬ。」云々とあるわけですから、でこいう基本的なことを申上げる必要はないかと思ひますけれども、私もいろいろ調べてみたのですけれども、それはやはりこの問題についてこいう扱いをするということは、まあ非常に問題である。むしろ憲法違反の法律であるというまあ可能性が強い。そこでそうならば最高裁判所へ訴えてこの法律無効というようにならなければならない。まあ結論がそうなるなら別として、こいう段階も通り得るというこことも考えられるわけですから、そこで法律が事実を拘束するということよりも、こいう点で問題な点はむしろ、法律の改正というのの考え方にすれば簡単にできることですから、この際こいう改正をするというこことはまあ厚生省として絶対それはいけないうことだと、こいうことをやつてもらつ

ては困るというようなかどうか、これに対する基本的な考え方としてお伺いしたいと思ひます。

○説明員(田辺繁雄君) 私も速記録を拝見いたしました、みんなこの問題は今後研究をしようということとでございまして、私もその一員として検討したわけでございまして、この検討の結果につきましては、この前も御説明申し上げたこととでございまして、憲法上の問題は当時参議院の法制局において十分御検討の上で御決定になつたものと考へておることとでありますが、厚生省としては実はこの問題を考えます際に、父母が婚姻したことによつて失権をするという規定は援護法だけになしに、実は船員保険、厚生年金全般にあるわけでございまして、これは現在でも氏という要件を入らずに父母の婚姻した場合に失権するといふふうになつてゐるわけでございまして、全体はやはり統一して考へて行くべきではないかと考へております。

なお、これはたび／＼申上げます通り、先ず恩給のほうでかような改正が行われ、それに右へならえといふので援護法が改正されたといふいきさつもございまして、恩給法に關連する問題であると考えられます。關連するところが非常に多いので、やはりそこは総合的に検討を要するのではないかと考へております。

次に、なぜその父母が結婚した場合に失権するかという規定が置かれたかといふことを、よく恩給当局にも問合せ、調べてみたのでありますが、理由は余りはつきりいたしません。ただ想像でございしますが、民法が改正になりましたときに同一戸籍内という要件がとられましたと同時に、同一世帯、同一生計といふことが要件に入つたわけでありまして、で父母が結婚した場合に從來の生計とは別に新しい生計を關係を持つたのだ、こいう考へ方もあつたように想像されるわけとでございまして、又時に必ずしもさうであるためにさういふ立法がなされたのかどうかつまびらかでございせんが、ただ權利發生の要件、乃至資格發生の要件として世帯同一又は生計依存といふ要件をつけております關係上、その要件に外れるような事態があつた場合に、さういふ一應理論上考へるわけとでございまして、父母が結婚した場合、すべて生計關係が外れるといふふうにするここともどうかといふことで、恐らく制限をつけて改正になつたのではないかと考へるわけとでございまして、この判定の一つの目安、手がかりを氏といふことに求めたのではないかと考へるわけとでございまして、これは従いまして觀念的な問題は別といたしまして、この氏といふ稱号ではございまして、これによつてとらえた結果、現実の結果が生計同一、或いは生計依存といふ關係がどうなるかといふ結果によつて判断されるべき問題ではないかと思ひます。これは先ほど男女不平等といふお話がございましたが、今日結婚した場合に氏を變えるか變えないかといふ問題、どちらのほうの氏にするかといふ問題は、當事者の自由でございまして、必ずしも男女不平等といふこには形式上ならぬのではないかと考へております。

○委員外議員(湯山勇吉) そいう御答弁も聞きましたので、これは大臣が予算委員会におきまして必ずそれは解決しはるのだといふ御答弁もありました關係もありまして、大臣がお見えになつた機会に、この問題についてお話ししたいと思ひますから、一つさういふふうにお委員長のほうで御取計願ひたいと思ひます。

それからもう一点お聞きをしたいことは、これはもう十分御承知のことと思ひますが、やはり今回の埋葬料ですが、この人たちはまだ何と云へますか、感情的には割切れないと思ひますが、同じ戦死をして慰霊祭もしてもらつておきながら年金をもらふ人と、こいう一時金だけで済まされる人々……、この問題については細かくお聞きするほうがやばかと思ひますけれども、やはり一応この点についてどういふ検討がなされて、どうしてここれしかないのだ現行法では……、さうだとすれば、もう軍人といふふうなものは今のことないわけですから、法律を改正するといふことも考へられないこともないわけですが、それらの点についてどういふふうな御検討になり、どういふふうな將來の問題についてお考へになつておられるか、こいう点を御説明頂きたいと思ひます。

○説明員(田辺繁雄君) この遺族援護法が制定されましたときに、法の建前が非常にやかましくつたのでございまして、第一條にも書いてあります通り「國家補償の精神に基き」といふ規定が入つておるのでございまして、この意味はやはりここの恩給が軍人に對しても復活せらるべきである。併し直ちに復活することは制度上においても又財政上においても、いろいろ問題があるの

で検討を要する。そこで取りあへずその暫定的な措置として援護法を制定し、軍人恩給の復活については特別の審議會を作つて、その検討をやつた上で処置をする、こいう建前であつたと考へておるわけとでございまして、そこでこの法律の明文にも公務上負傷し、又は疾病し、といふことが書いてあるわけでございまして、その公務上といふのは、恩給法の中に書いてあります公務によりといふことと全く同一の内容を持つておるものと考へるわけとでございまして、そこで恩給の場合における公務によりといふのは、これは多年の恩給法で確立しておる解釈でございまして、公務遂行と負傷疾病との間に相當因果關係がある場合であるといふふうになつておりました、又さういふ觀念に基きまして現実の査定が長い間なされて來ておつたわけとでございまして、その建前をこの援護法ではとりまして、今日まで運営して參つておるわけとでございまして、ただ今度の戦争の特殊性といふことを考へたしまして、公務の範圍、つまり公務の遂行と疾病の間の因果關係につきましてはできるだけ広く解釈し、実情に即するよう取扱つておるわけとでございまして、従いまして公務上といふ言葉をこつてしまひない限りさういふことは困難ではないか。而して公務上といふ言葉をこつてしまひますことは、この立法の建前の根本に觸れる問題でございまして、公務外の死亡として認定されるものではないか、こいうふうな考へておるわけとでございまして。

○委員外議員(湯山勇吉君) 恩給法の

(旧呼称藥種商)の免許制度を全国共通の資格制度に改められたいとの請願。

第二〇三〇号 昭和二十九年三月二十三日受理

鹿兒島県国立志布志療養所病床増加に関する請願

請願者 鹿兒島県贈嶽郡末吉町 松下七二

紹介議員 西郷吉之助君

鹿兒島県国立志布志療養所は、最初の計画は三百床を目標として設立されたものであるが、現在はその半数の百五十床を有するに過ぎないため、入所不能の患者は、申込を受付けたもののうちだけでも百余名に達しこの外入所希望者は相当多数にのぼるものと考えられる上、地区的にみて国立結核医療施設は薩摩地区の六箇所に對し大隅地区は志布志療養所が一箇所である実情から考へても、本地区に急速に病床を増加することが緊要であるから、本療養所の病床を三百床に増加せられたいとの請願。

第二〇五八号 昭和二十九年三月二十四日受理

指定薬品以外の医薬品販売業者の資格制度に関する請願

請願者 名古屋市東区森下町五九 佐々角一外百八十八名

紹介議員 山本 米治君

この請願の趣旨は、第二〇二九号と同じである。

第二〇七九号 昭和二十九年三月二十五日受理

指定薬品以外の医薬品販売業者の資格制度に関する請願

昭和二十九年四月二十日印刷

請願者 大阪市東成区東小橋南之町二ノ一五九 乾奈良蔵外七十二名

紹介議員 一松 定吉君

この請願の趣旨は、第二〇二九号と同じである。

第二〇九〇号 昭和二十九年三月二十六日受理

クリーニング業試験制度存続に関する請願

請願者 東京都中央区銀座西八ノ五全国クリーニング協同組合連合会長 赤羽長一郎

紹介議員 藤原 道子君

クリーニング業法における試験制度は、現在では眞に全業者の被服の衛生と経済面にわたる奉仕の精神と経営向上の拠点となつてゐる実状であつて、本制度を廃止することは折角盛り上つてきた業者の向上心を失わせる結果となり、しかも本制度があるために主務省及び地方公共団体の負担する事務費や人件費は、行政整理に資するには余りにもきん少であるから、クリーニング業法の存続と併せて試験制度を存続せられたいとの請願。

第二〇九九号 昭和二十九年三月二十六日受理

柔道整復師の取扱う健康保険の単価改訂に関する請願

請願者 東京都文京区春日町一ノ一社団法人日本柔道整復師会長 金井良太郎

紹介議員 上原 正吉君

柔道整復師の取扱う健康保険の一点の

単価は、現在甲地域十円、乙地域九円となつてゐるが、この単価は、従来まぢまちであつたものを、昭和二十七年十一月全国同一に決定されたもので、その後いぢりぢりしい諸物価の高騰にかかわらず今日まですえ置となつてゐることは、まことに遺憾であり、このやうな低い単価では到底適正な診療は期し得ないから、この単価を甲地域十二円、乙地域十一円に改訂せられたいとの請願。

第二一二三号 昭和二十九年三月二十七日受理

指定薬品以外の医薬品販売業者の資格制度に関する請願

請願者 和歌山市田中町四和歌山県医薬業連合会内 岩本雄男外二十二名

紹介議員 永井純一郎君

この請願の趣旨は、第二〇二九号と同じである。

第五六九号 昭和二十九年三月二十七日受理

生活保護費予算増額に関する陳情

陳情者 兵庫県有馬郡三輪町大原 国立療養所春霞園 谷川 晃一

昭和二十九年度の生活保護費の予算をみると、二十八年度より十五億四増額されてゐるが、その中に二十億四の赤字がふくまれてゐるため実質的には減額となり、このような僅少な予算では困窮者の家庭を救ひ結核患者の療養生活をつづけさせることはできないから、生活保護予算増額の措置を講ぜられたいとの陳情。